

令和7年12月大竹市議会定例会（第5回）議案の概要

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
1	報告 第9号	専決処分の報告について (工事請負契約の変更： 晴海臨海公園西側駐車場 等整備工事(請負金額変 更)) (建設部監理課)	議会の議決を得た工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。 1 工 事 名 晴海臨海公園西側駐車場等整備工事 2 工事場所 大竹市晴海二丁目地内 3 履行期限 令和8年2月20日 4 専決処分年月日 令和7年11月10日 5 変更前請負金額 157,300,000円 6 変更後請負金額 166,977,800円 7 請 負 者 広島県山県郡北広島町阿坂3933番地 株式会社広栄建設産業	建設部長
2	報告 第10号	専決処分の報告について (事故による和解及び損害賠償の額の決定) (建設部都市計画課)	1 要旨 事故による和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。 2 内容 (1) 専決処分年月日 令和7年11月10日 (2) 事故の概要 大竹市玖波四丁目11番地内にある向田公園の樹木の根が、隣接する個人宅地内に侵入し、浴室タイルを破損した。 (3) 損害賠償の額 176,000円	建設部長
3	認 第14号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度大竹市一般会計補正予算(第5号)) (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和7年度大竹市一般会計補正予算(第5号) 2 専決処分した理由 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和7年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 7,901千円 ○予算総額 20,489,608千円 (歳入) ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 7,901千円 (歳出) ・定額減税補足給付事業 7,901千円 4 専決処分年月日 令和7年10月24日	副市長
4	議案 第68号	監査委員の選任の同意について (総務部総務課)	監査委員 やくしじ もとお 薬師寺 基夫氏が、令和7年12月11日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
5	議案 第 69 号	大竹市大竹駅前交流広場設置及び管理条例の制定について (建設部都市計画課)	1 制定の理由 市民の交流と活動の場を設けることにより大竹駅前における賑わいの創出を図り、もって豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、大竹市が交流広場を整備し、令和8年3月1日に供用開始するため、本条例を制定しようとするもの。 2 内容 [第1条]設置 [第2条]名称及び位置 [第3条]利用の禁止又は制限 [第4条]行為の禁止 [第5条]使用の許可 [第6条]使用許可の取消し等 [第7条]使用の取下げ [第8条]使用時間 [第9条]使用料 [第10条]使用料の減免 [第11条]使用料の還付 [第12条～第22条] 指定管理者に関する規定 [第23条]損害賠償 [第24条]損害の責任 [第25条]委任 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和8年3月1日から。ただし、(2)の規定は、公布の日から施行する。 (2) 準備行為 使用の許可、使用料の徴収・減免に係る必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる旨を規定	建設部長
6	議案 第 70 号	山地番の地番変更に伴う関係条例の整理について (総務部総務課)	1 改正の理由 広島法務局による重複地番の解消作業に伴う山地番の地番変更の実施により、市が管理する公の施設の所在地の地番を変更するため、関係条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の内容 広島法務局が、本市の区域内で、耕地番と山地番からなる重複地番を解消する作業（原則、山地番に10000をそれぞれ加算する方法）を実施し、平成27年1月に地番変更の登記を行った。本市の公の施設においても地番変更が行われていたが、施設の位置を示す地番の変更を行っていない施設があることが判明したため、当該公の施設に関する条例の地番変更を行うもの。 【第1条関係】大竹市弥栄周辺広場設置及び管理条例 【第2条関係】大竹市マロンの里設置及び管理条例 【第3条関係】大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例 【第4条関係】大竹市三倉岳人工登はん壁設置及び管理条例 【第5条関係】大竹市公衆便所の設置及び管理条例 3 施行期日 公布の日	総務部長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者												
7	議案 第 71 号	大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じて、大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の内容 (1) 選挙運動用ビラの作成の公費負担 <table><tr><th>区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>1 枚当たり</td><td>7 円 7 3 銭</td><td>8 円 3 8 銭</td></tr></table> (2) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担 <table><tr><th>区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>1 枚当たり</td><td>5 4 1 円 3 1 銭</td><td>5 8 6 円 8 8 銭</td></tr></table> 3 施行期日 公布の日 4 適用区分 公布の日以後その期日を告示される選挙について適用	区分	改正前	改正後	1 枚当たり	7 円 7 3 銭	8 円 3 8 銭	区分	改正前	改正後	1 枚当たり	5 4 1 円 3 1 銭	5 8 6 円 8 8 銭	総務部長
区分	改正前	改正後														
1 枚当たり	7 円 7 3 銭	8 円 3 8 銭														
区分	改正前	改正後														
1 枚当たり	5 4 1 円 3 1 銭	5 8 6 円 8 8 銭														
8	議案 第 72 号	大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について (総務部企画財政課)	1 改正の理由 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して、定めている独自利用事務に変更が生じるため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の内容 (1) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき標準準拠システムに移行することに伴い、標準準拠システムに実装された「住登外者宛名番号管理機能」を用いるため「住登外宛名番号を付番・管理をする事務」を追加する。 (2) 本条例で独自利用事務となっているが、法定事務及び準法定事務となったものを削除する。 3 施行期日 令和8年2月24日	総務部長												
9	議案 第 73 号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待等の禁止に関する規定の改正及び乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替に関する規定の追加、並びに地域限定保育士の一般制度化に対する規定が追加されたため、同基準に定める基準に従い定めた本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の内容 (1) 児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたことによる所要の改正 (2) 健康診断の全部又は一部を行わないことができる範囲及び結果の把握方法についての改正 (3) 保育所等に置かなければならないとされている保育士について地域限定保育士も保育士とみなすこととする規定の追加 3 施行期日 公布の日	健康福祉 部 長												

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
10	議案 第 74 号	大竹市特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める 条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由 国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部 改正に伴い、虐待等の禁止に関する規定が改正されたた め、同基準に定める基準に従い定めた本条例の一部を改正 しようとするもの。 2 改正の内容 児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が 設けられたことによる所要の改正、幼保連携型認定こども 園及び幼稚園の規定を追加 3 施行期日 公布の日	健康福祉 部 長
11	議案 第 75 号	大竹市道路占用料徴収条例 の一部改正について (建設部土木課)	1 改正の理由と内容 道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに 伴い、市が管理する道路及びその附属物の占用を許可した ときの占用料の額について改正しようとするもの。 2 施行期日等 (1) 施行期日 令和8年4月1日 (2) 経過措置 施行期日前に占用の許可を受けたものに ついては、当該占用の期間が満了するまでの間は、改正 前の占用料を適用する等の経過措置を規定する。	建設部長
12	議案 第 76 号	大竹市放課後児童健全育成 事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部 改正について (教育委員会事務局生涯学習課)	1 改正の理由 国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準の一部改正に伴い、地域限定保育士を一般制度化する規 定が追加及び虐待等の禁止に関する規定が改正されたた め、同基準に従い定めた本条例の一部を改正しようとする もの。 2 改正の内容 (1) 放課後児童健全育成事業所ごとに置かなければなら ないとされている放課後児童支援員について地域限定保 育士も保育士とみなすこととする規定の追加 (2) 児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3 項が設けられたことによる所要の改正 3 施行期日 公布の日	教育次長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
13	議案 第 77 号	大竹市火災予防条例及び大竹市火入れに関する条例の一部改正について (消防本部予防課) (総務部産業振興課)	1 改正の理由 林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、また、大規模な林野火災の予防を図ることを目的として、関係条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 【第1条関係】大竹市火災予防条例 (1) 火災に関する警報の発令中における火の使用制限に関する事項の追加 (2) 林野火災の予防に関する事項の追加 (3) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項の改正 【第2条関係】大竹市火入れに関する条例 火入れを中止する際の条件として林野火災に関する注意報発令時の規定を追加 3 施行期日 令和8年3月1日	消 防 長
14	議案 第 78 号	工事請負契約の締結について (玖波地域交流施設建設工事（機械設備工事）) (建設部監理課)	1 工 事 名 玖波地域交流施設建設工事（機械設備工事） 2 工事場所 大竹市玖波一丁目地内 3 契約方式 一般競争入札 4 請負金額 149,600,000円 5 請 負 者 広島県広島市中区十日市町二丁目10番1号株式会社キリタ 広島営業所 6 工 期 議決の日の翌日から 令和8年12月25日まで (工事概要) ・機械設備工事 一式	建設部長
15	議案 第 79 号	損害賠償の額を定めることについて (総務部企画財政課)	1 要旨 契約変更に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議決を求めるもの。 2 内容 (1) 概要 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化対応を要する基幹業務をガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムに移行するため、広島県市町情報システム共同利用推進会議で共同調達している地域クラウドの契約の変更に伴い、相手方に損害を及ぼすこととなる。 (2) 損害賠償の額 15,225,000円	総務部長
16	議案 第 80 号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について (総務部産業振興課)	1 要旨 大竹市マロンの里の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 内容 (1) 指定管理者 ひろしま農業協同組合 (2) 指定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	総務部長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者
17	議案 第 81 号	大竹市コミュニティサロンの 指定管理者の指定について (市民生活部市民課)	1 要旨 コミュニティサロンの管理運営を行わせる指定管理者を 指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 内容 (1) コミュニティサロン元町 ア 指定管理者 公益社団法人大竹市シルバー人材センター イ 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで (2) コミュニティサロン栄町 ア 指定管理者 小島地区自治会連合会 イ 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで	市民生活 部 長
18	議案 第 82 号	大竹市総合福祉センターの 指定管理者の指定について (健康福祉部地域介護課)	1 要旨 大竹市総合福祉センターの管理運営を行わせる指定管理 者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 内容 (1) 指定管理者 社会福祉法人大竹市社会福祉協議会 (2) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	健康福祉 部 長
19	議案 第 83 号	大竹市養護老人ホームの指 定管理者の指定について (健康福祉部地域介護課)	1 要旨 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の管理を行わせる指 定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める もの。 2 内容 (1) 指定管理者 社会福祉法人広島友愛福祉会 ただし、合併後は、社会福祉法人広島 YMCA 福祉会 (2) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	健康福祉 部 長
20	議案 第 84 号	大竹市地域福祉会館の指定 管理者の指定について (健康福祉部地域介護課)	1 要旨 大竹市地域福祉会館の管理運営を行わせる指定管理者を 指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 内容 (1) 指定管理者 公益社団法人大竹市シルバー人材センター (2) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	健康福祉 部 長
21	議案 第 85 号	大竹市さかえ子育て支援セ ンターの指定管理者の指定 について (健康福祉部福祉課)	1 要旨 大竹市さかえ子育て支援センターの管理を行わせる指定 管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるも の。 2 内容 (1) 指定管理者 社会福祉法人ひまわり福祉会 (2) 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで	健康福祉 部 長
22	議案 第 86 号	大竹市松ケ原こども館の指 定管理者の指定について (健康福祉部福祉課)	1 要旨 大竹市松ケ原こども館の管理を行わせる指定管理者を指 定することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 内容 (1) 指定管理者 特定非営利活動法人子育てハッピーネットほのぼの (2) 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで	健康福祉 部 長

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者																																			
23	議案 第 87 号	市道路線の廃止及び認定について (建設部土木課)	1 要旨 市道路線の廃止及び認定をするため、道路法の規定により、市議会の議決を求めるもの。 2 内容 (1) 廃止する路線 <table><tr><th>路線 番号</th><th>路線名</th><th>起 点</th><th>経過地</th><th>終 点</th></tr><tr><td>3029</td><td>玖波 29 号線</td><td>玖波字木場 86 番 2 地先</td><td>玖波七丁目 227 番 2 地先</td><td>玖波字鳴川 25 番 1 地先</td></tr><tr><td>3048</td><td>小浦台 2 号線</td><td>玖波八丁目 21 番地先</td><td>玖波八丁目 35 番 1 地先</td><td>玖波八丁目 34 番 1 地先</td></tr></table> (2) 認定する路線 <table><tr><th>路線 番号</th><th>路線名</th><th>起 点</th><th>経過地</th><th>終 点</th></tr><tr><td>3029</td><td>玖波 29 号線</td><td>玖波字木場 86 番 2 地先</td><td>玖波七丁目 227 番 2 地先</td><td>玖波字鳴川 25 番 1 地先</td></tr><tr><td>3048</td><td>小浦台 2 号線</td><td>玖波八丁目 21 番地先</td><td>玖波八丁目 35 番 1 地先</td><td>玖波字鳴川 20 番地先</td></tr><tr><td>3071</td><td>玖波 41 号線</td><td>玖波字鳴川 22 番 5 地先</td><td>玖波字鳴川 27 番 10 地先</td><td>玖波字鳴川 29 番 20 地先</td></tr></table>	路線 番号	路線名	起 点	経過地	終 点	3029	玖波 29 号線	玖波字木場 86 番 2 地先	玖波七丁目 227 番 2 地先	玖波字鳴川 25 番 1 地先	3048	小浦台 2 号線	玖波八丁目 21 番地先	玖波八丁目 35 番 1 地先	玖波八丁目 34 番 1 地先	路線 番号	路線名	起 点	経過地	終 点	3029	玖波 29 号線	玖波字木場 86 番 2 地先	玖波七丁目 227 番 2 地先	玖波字鳴川 25 番 1 地先	3048	小浦台 2 号線	玖波八丁目 21 番地先	玖波八丁目 35 番 1 地先	玖波字鳴川 20 番地先	3071	玖波 41 号線	玖波字鳴川 22 番 5 地先	玖波字鳴川 27 番 10 地先	玖波字鳴川 29 番 20 地先	建設部長
路線 番号	路線名	起 点	経過地	終 点																																			
3029	玖波 29 号線	玖波字木場 86 番 2 地先	玖波七丁目 227 番 2 地先	玖波字鳴川 25 番 1 地先																																			
3048	小浦台 2 号線	玖波八丁目 21 番地先	玖波八丁目 35 番 1 地先	玖波八丁目 34 番 1 地先																																			
路線 番号	路線名	起 点	経過地	終 点																																			
3029	玖波 29 号線	玖波字木場 86 番 2 地先	玖波七丁目 227 番 2 地先	玖波字鳴川 25 番 1 地先																																			
3048	小浦台 2 号線	玖波八丁目 21 番地先	玖波八丁目 35 番 1 地先	玖波字鳴川 20 番地先																																			
3071	玖波 41 号線	玖波字鳴川 22 番 5 地先	玖波字鳴川 27 番 10 地先	玖波字鳴川 29 番 20 地先																																			
24	議案 第 88 号	令和 7 年度大竹市一般会計 補正予算 (第 6 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出の補正 ○補正予算額 1 0 6 , 5 4 7 千円 (詳細は 8 頁 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 2 0 , 5 9 6 , 1 5 5 千円 2 繰越明許費の補正 <table><tr><th>款</th><th>項</th><th>事業名</th><th>金額</th></tr><tr><td>8 土木 費</td><td>2 道路橋り よう費</td><td>交通安全施設整備事業 (歩道床版改修工事)</td><td>30,000 千円</td></tr></table> 3 債務負担行為の補正 <table><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>市議会だよりに要する 経費</td><td>令和 8 年度</td><td>3,000 千円以内</td></tr><tr><td>市広報に要する経費</td><td>令和 8 年度</td><td>16,630 千円以内</td></tr><tr><td>戸籍システム使用に要 する経費</td><td>令和 8 年度から 令和 10 年度まで</td><td>2,500 千円以内</td></tr><tr><td>マロンの里管理運営に 要する経費</td><td>令和 8 年度</td><td>14,920 千円以内</td></tr><tr><td>自然の家やさか及び海 の家あたの寝具の借 上げに要する経費</td><td>令和 8 年度から 令和 10 年度まで</td><td>4,850 千円以内</td></tr></table> 4 地方債の補正 <table><tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="2">限度額</th></tr><tr><th>補正前</th><th>補正後</th></tr><tr><td>道路橋りよう整備事業</td><td>474,800 千円</td><td>478,800 千円</td></tr></table>	款	項	事業名	金額	8 土木 費	2 道路橋り よう費	交通安全施設整備事業 (歩道床版改修工事)	30,000 千円	事項	期間	限度額	市議会だよりに要する 経費	令和 8 年度	3,000 千円以内	市広報に要する経費	令和 8 年度	16,630 千円以内	戸籍システム使用に要 する経費	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	2,500 千円以内	マロンの里管理運営に 要する経費	令和 8 年度	14,920 千円以内	自然の家やさか及び海 の家あたの寝具の借 上げに要する経費	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	4,850 千円以内	起債の目的	限度額		補正前	補正後	道路橋りよう整備事業	474,800 千円	478,800 千円	副市長	
款	項	事業名	金額																																				
8 土木 費	2 道路橋り よう費	交通安全施設整備事業 (歩道床版改修工事)	30,000 千円																																				
事項	期間	限度額																																					
市議会だよりに要する 経費	令和 8 年度	3,000 千円以内																																					
市広報に要する経費	令和 8 年度	16,630 千円以内																																					
戸籍システム使用に要 する経費	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	2,500 千円以内																																					
マロンの里管理運営に 要する経費	令和 8 年度	14,920 千円以内																																					
自然の家やさか及び海 の家あたの寝具の借 上げに要する経費	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	4,850 千円以内																																					
起債の目的	限度額																																						
	補正前	補正後																																					
道路橋りよう整備事業	474,800 千円	478,800 千円																																					

補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	人事管理事務	418				
	基金管理事業	47, 592				
	国庫補助金等返還事務	24, 863				
3 民生費	重度心身障害者医療費助成事業	10, 000	15 県支出金	重度心身障害者医療助成費県補助金	5, 000	
	障害者等自立支援給付事業	7, 000	14 国庫支出金	自立支援給付費国庫負担金	3, 500	
			15 県支出金	自立支援給付費県負担金	1, 750	
	国民年金取扱事務	215	14 国庫支出金	基礎年金等事務委託金	215	
	後期高齢者医療事業	13, 402				
	介護保険特別会計歳入補填事務	600				
4 衛生費	出産・子育て応援事業	457	14 国庫支出金	出産・子育て応援交付金	304	
8 土木費	建築一般事務	△7, 000	14 国庫支出金	社会資本整備総合交付金	△2, 331	
	橋りょう等長寿命化事業	9, 000	14 国庫支出金	道路メンテナンス事業国庫補助金	4, 950	
			21 市債	市道改良事業債	4, 000	
			10 地方交付税	普通交付税	△134, 940	対応する歳入のない歳出に充当
			1 市税	個人市民税	67, 471	
				固定資産税	156, 628	
合 計		106, 547	合 計		106, 547	

	議案 番号	件名	内容	提案 説明者						
25	議案 第 89 号	令和 7 年度大竹市国民健康 保険特別会計補正予算（第 1 号） (総務部企画財政課)	1 歳入歳出の補正 ○補正予算額 1 2, 1 6 0 千円 ○予算総額 3, 2 7 8, 3 7 3 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・財政調整基金繰入金 1 1, 2 8 4 千円 ・前年度繰越金 8 7 6 千円 (歳出) ・療養給付費等負担金等返還事務 1 2, 1 6 0 千円	副 市 長						
26	議案 第 90 号	令和 7 年度大竹市介護保険 特別会計補正予算(第 2 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出の補正 ○補正予算額 1, 2 0 0 千円 ○予算総額 3, 0 3 4, 4 5 9 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・システム改修事業補助金 6 0 0 千円 ・事務費等繰入金 6 0 0 千円 (歳出) ・介護保険一般事務 1, 2 0 0 千円 2 債務負担行為の補正 <table border="1"><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>介護人材の資格研修等 に要する経費</td><td>令和 8 年度</td><td>3, 600 千円以内</td></tr></table>	事項	期間	限度額	介護人材の資格研修等 に要する経費	令和 8 年度	3, 600 千円以内	副 市 長
事項	期間	限度額								
介護人材の資格研修等 に要する経費	令和 8 年度	3, 600 千円以内								
27	議案 第 91 号	令和 7 年度大竹市後期高齢 者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出の補正 ○補正予算額 1, 9 7 1 千円 ○予算総額 6 3 5, 2 0 1 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・前年度繰越金 1, 9 7 1 千円 (歳出) ・後期高齢者医療広域連合納付金事務 1, 9 7 1 千円	副 市 長						